

国立大学法人長岡技術科学大学情報公開取扱規程

平成16年4月1日
規程第16号

(趣旨)

第1条 国立大学法人長岡技術科学大学(以下「本学」という。)における情報公開の実施に係る取扱いについては、法令又は別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する法人文書をいう。

(受付)

第3条 本学が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、国立大学法人長岡技術科学大学総務部情報開示室(以下「情報開示室」という。)において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- 一 本学が保有する法人文書の開示を請求する者(以下「開示請求者」という。)に対し、国立大学法人長岡技術科学大学法人文書管理規則第2条第3号に規定する国立大学法人長岡技術科学大学法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。
- 二 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙第1号様式の法人文書開示請求書(以下「開示請求書」という。)を提出させるとともに、第8条第1項第1号に定める開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- 三 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった法人文書を保有する専攻(基盤共通教育部を含む。以下同じ。)及びセンター並びに課に送付するものとする。

(開示等の検討)

第4条 学長は、法人文書の開示、不開示(以下「開示等」という。)を検討するに当たって、当該法人文書を保有する専攻及びセンター並びに課の長の意見を求めるとともに、必要に応じて国立大学法人長岡技術科学大学情報公開・個人情報保護委員会(以下「情報公開・個人情報保護委員会」という。)に意見を求めるものとする。

(開示決定等)

第5条 学長は、法第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった

日から30日以内に開示等の決定（以下「開示決定等」という。）をするものとする。

- 2 学長は、法第10条第2項の規定により開示決定等を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙第2号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 3 学長は、法第11条の規定により開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、別紙第3号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 4 学長は、法第12条第1項又は法第13条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送したときは、別紙第4号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 5 学長は、法第14条第1項及び第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別紙第5号様式により当該第三者に通知しなければならない。
- 6 学長は、法第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別紙第6号様式により当該第三者に通知しなければならない。
- 7 学長は、開示決定等をしたときは、別紙第7-1号様式、別紙第7-2号様式又は別紙第7-3号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

（開示の実施方法）

第6条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- 一 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号イに規定するもの）
 - 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
 - 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
 - 四 スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したもの
- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の法第15条第1項（第1号二にあっては、同項及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。）第4条第1項）の規定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- 一 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法（口から二までに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、本学がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限り、二に掲げる方法にあっては情報通信技術利用法第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合（以下「電子開示請求の場合」と

いう。)に限る。)

イ 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)
以下の大きさの用紙に複写したものの交付(口に掲げる方法に該当するものを除く。)
ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したものの交付(口に掲げる方法に該当するものを除く。)
又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印刷紙に印画したものの交付

ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。)
又は光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号ホにおいて同じ。)
に複写したものの交付

ニ 当該文書又は図画の開示の実施を情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法(別表の1の項において「情報通信技術利用法の適用による方法」という。)

二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したものの交付。
ただし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

四 スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第15条第1項の独立行政法人等が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)
又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の5の項において同じ。)
に複写したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)
に複写したものの交付

三 電磁的記録(前2号、次号又は次項に該当するものを除く。)
次に掲げる方法であって、本学がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの(へに掲げる方法にあっては、電子開示請求の場合に限る。)

イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の7の項において同じ。)
により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(二に掲げる

方法に該当するものを除く。)

ニ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

ヘ 当該電磁的記録を電子情報処理組織(本学の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法(別表の 7 の項チにおいて「電子情報処理組織を使用する方法」という。)

四 電磁的記録(前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)次に掲げる方法であって、本学がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 前号イから八までに掲げる方法

ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ(日本工業規格 X 6103、X 6104又はX 6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表の 7 の項リにおいて同じ。)に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格 X 6123、X 6132若しくはX 6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。) 14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。別表の 7 の項ヌにおいて同じ。)に複写したものの交付

ニ 当該電磁的記録を幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格 X 6141若しくはX 6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表の 7 の項ルにおいて同じ。)に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格 X 6127、X 6129、X 6130又はX 6137に適合するものに限る。別表の 7 の項ヲにおいて同じ。)に複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(開示の実施)

第 7 条 学長は、法第15条第 3 項の規定により法人文書の開示を受ける者から別紙第 8 号様式による開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は法第15条第 5 項の規定により開示を受ける者から別紙第 9 号様式による更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2 前項の規定により開示を実施するときは、第 8 条第 1 項第 2 号に定める開示の実施に係る手数料(以下「開示実施手数料」という。)を徴収するものとする。

- 3 法人文書の開示は、原則として情報開示室において実施するものとする。
- 4 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、情報開示室において法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

(手数料の額等)

第8条 法第17条第1項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ各号に定める額とする。

- 一 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書一件につき300円(情報通信技術利用法第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合にあっては、200円)
- 二 開示実施手数料 開示を受ける法人文書一件につき別表の上欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合計額。以下この号及び次項において「基本額」という。)ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額に加えた額)が前号に定める額に相当する額(次のイからへまでのいずれかに該当する場合は、それぞれ該当イからへまでに定める額。以下この号において同じ。)に達するまでは無料とし、前号に定める額に相当する額を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が前号に定める額に相当する額を超えるときを除く。)は当該基本額から前号に定める額に相当する額を減じた額とする。
 - イ 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から事案が移送された場合(八に掲げる場合を除く。)当該独立行政法人等が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額(以下この号において「開示請求手数料相当額」という。)
 - ロ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)第12条の2第1項の規定に基づき、行政機関の長から事案が移送された場合(二に掲げる場合を除く。)行政機関情報公開法第16条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額
- 八 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する本学が分担するものとして、当該他の独立行政法人等と協議して定める額
- 二 行政機関情報公開法第12条の2第1項の規定に基づき、行政機関の長から行政文書の一部について移送された場合 行政機関情報公開法第16条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する本学が分担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額
- ホ 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等に法人文書の一部について移送した場合 前号に定める額に相当する額のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する本学が分担するものとして、当該他の独立行政法人等と協議して定める額
- へ 法第13条第1項の規定に基づき、行政機関の長へ法人文書の一部について移送し

た場合 前号に定める額に相当する額のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する本学が分担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額

- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
 - 一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書
 - 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、現金又は銀行振込により納付しなければならない。

（開示実施手数料の減額等）

- 第9条 学長は、第8条第1項第2号の規定にかかわらず、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求一件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。この場合、必要に応じて情報公開・個人情報保護委員会に意見を求めるものとする。
- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した別紙第10号様式を提出しなければならない。
 - 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
 - 4 学長は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、別紙第11号様式により当該開示を受ける者に通知しなければならない。
 - 5 第1項の規定によるもののほか、学長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

（移送された事案）

- 第10条 法第12条第2項又は行政機関情報公開法第12条の2第2項の規定により他の独立行政法人等又は行政機関の長から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第4条から前条までの規定に準じて行うものとする。

（審査請求）

- 第11条 学長は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、

情報公開・個人情報保護委員会の意見を求めるものとする。

- 2 学長は、法第19条の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、別紙第12号様式により審査請求をした者（以下「審査請求人」という。）に通知しなければならない。
- 3 学長は、審査請求に対する裁決をしたときは、別紙第13号様式により審査請求人に通知しなければならない。

（雑則）

第12条 この規程に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日規程第19号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月5日規程第1号）

この規程は、平成24年9月5日から施行する。

附 則（平成25年2月13日規程第13号）

この規程は、平成25年2月13日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第11号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規程第28号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1. 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に該当文書又は図面1枚ごと10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に該当文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	リ 情報通信技術利用法の適用による方法	当該文書又は図画1枚につき10円
2. マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円（A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円）
3. 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円）

4. スライド (9の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円 (縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円)
5. 録音テープ (9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6. ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7. 電磁的記録 (5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付 (二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク (日本工業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 光ディスク (日本工業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	チ 電子情報処理組織を使用する方法	1ファイルにつき210円
	リ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヌ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻に800円 (日本工業規格 X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円)に1ファイルごとに210円を加えた額

	ル 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻に1,800円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヲ 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円(日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円)に1ファイルごとに210円を加えた額
8. 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円(16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円)を加えた額
9. スライド及び録音テープ (第9条第5項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあつては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 1の項ハ若しくは二、2の項ハ又は7の項ハ若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		

年 月 日

法人文書開示請求書

国立大学法人長岡技術科学大学 殿

ふりがな

氏 名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 〒

電話番号 ()

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定により、次のとおり請求します。

<p>法人文書の名称又は知りたい内容等</p> <p>（請求に係る法人文書が特定できるよう、できるだけ具体的に記入してください。）</p>	
<p>備考（任意記入）</p> <p>（求める開示の実施方法 大学において開示の実施を求めるか又は写しの送付の方法によるかの別 について記入してください。）</p>	<p>開示の実施方法</p> <p>1 閲覧、 2 写しの交付、 3 その他()</p> <p>希望する方に を付してください。</p> <p>イ 大学において開示の実施を求める（この場合、希望日を記入してください）</p> <p>年 月 日() 時 分</p> <p>年 月 日() 時 分</p> <p>ロ 写しの送付による開示の実施を求める</p>

(* 以下は記入不要)

受理年月日	年 月 日	受付担当	情報開示室 ()
決定期限	年 月 日	整理番号	
開示請求手数料	300円（電子情報処理組織を使用する場合は200円）× 件		円

法人文書開示決定延期通知書

様

国立大学法人長岡技術科学大学 印

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

法人文書の名称	
決定期限	年 月 日
延長する期間	日間
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	

* 不明な点がある場合には、情報開示室（TEL ）にご連絡ください。

第 号
年 月 日

法人文書開示決定特例延期通知書

様

国立大学法人長岡技術科学大学 印

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定により、次のとおり法人文書の相当部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長しましたので通知します。

法人文書の名称	
決定期限	年 月 日
相当部分を除いた決定期間を延長する残りの部分	
残りの部分の決定を延長する期間	日間
残りの部分の延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	

* 不明な点がある場合には、情報開示室（TEL ）にご連絡ください。

第 号
年 月 日

法人文書の開示請求に関する事案の移送通知書

様

国立大学法人長岡技術科学大学 印

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項・第13条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

法人文書の名称	
移送年月日	年 月 日
事案の移送先の独立行政法人等（行政機関）名及び担当	担当 住 所 電話番号（ ）
事案の移送をした理由	

- * 1 不明な点がある場合には、情報開示室（TEL ）にご連絡ください。
- * 2 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等（行政機関の長）が行うこととなります。

第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知

様

国立大学法人長岡技術科学大学 印

あなたに関する情報が記録されております法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第3条の規定により開示の請求がありましたので通知します。

ついては、この情報の開示の当否についてご意見がある場合は、書面（様式任意）によりお知らせください。

法人文書の名称	
法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示しようとする場合の摘要条項及びその理由	
請求年月日	年 月 日
開示不開示の決定予定年月日	年 月 日
意見書提出先	国立大学法人長岡技術科学大学情報開示室 住所：〒 (電話番号：())
意見書提出期限	年 月 日

* 不明な点がある場合には、情報開示室（TEL () ）にご連絡ください。
なお、意見書の提出がない場合は、本学の決定に従うものといたします。

第 号
年 月 日

第三者に係る法人文書開示決定通知

様

国立大学法人長岡技術科学大学 印

あなたに関する情報が記録されております法人文書の開示請求について、先にご意見をいただきましたが、この度開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定により、次のとおりお知らせします。

法人文書の名称	
法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
法人文書の開示の年月日	年 月 日

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人長岡技術科学大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人長岡技術科学大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 不明な点がある場合には、情報開示室（TEL ）にご連絡ください。

法人文書開示決定通知書

様

国立大学法人長岡技術科学大学 印

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、その全部について開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書のとおり開示の実施ができる 2) 開示請求書のとおり開示の実施ができない 実施できない理由：
求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額	予想される開示手数料の額： 円
大学において開示を実施できる日時及び場所 別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。	1) 年 月 日() 時 分 2) 年 月 日() 時 分 3) 年 月 日() 時 分 場所： 住所：
写しの送付の方法による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	準備に要する日数 日間 郵送料の額 円
電子情報処理組織を使用する方法による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項	準備に要する日数 日間

- * 1 不明な点がある場合には、情報開示室（TEL ）にご連絡ください。
- * 2 この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書」に記入のうえ、情報開示室まで提出してください。
 なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示方法等を変更しないとき（開示実施手数料が無料の場合に限る）は、「開示の実施方法の申出書」を改めて提出する必要はありません。
- * 3 開示実施手数料は開示実施日に開示実施場所で納入するか、開示実施日までに送付願います。（金額は、後日改めて連絡します。）
- * 4 開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は、「開示実施手数料減額・免除申請書」に必要事項を記載し、必要証明書を添付のうえ「開示の実施方法の申出書」とともに提出願います。

法人文書部分開示決定通知書

様

国立大学法人長岡技術科学大学 印

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、その一部を開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

開示しない部分及び一部を開示しない理由	
開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	1) 開示請求書のとおり開示の実施ができる 2) 開示請求書のとおり開示の実施ができない 実施できない理由:
求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額	予想される開示手数料の額: 円
大学において開示を実施できる日時及び場所 別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。	1) 年 月 日() 時 分 2) 年 月 日() 時 分 3) 年 月 日() 時 分 場所: 住所:
写しの送付の方法による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	郵送料の額 日間 円
電子情報処理組織を使用する方法による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項	準備に要する日数 日間

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人長岡技術科学大学に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人長岡技術科学大学を被告として、裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)

- * 1 不明な点がある場合には、情報開示室(TEL)にご連絡ください。
- * 2 この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「開示の実施方法の申出書」に記入のうえ、情報公開担当まで提出してください。
なお、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で、当該開示方法等を変更しないとき(開示実施手数料が無料の場合に限る)は、「開示の実施方法の申出書」を改めて提出する必要はありません。
- * 3 開示実施手数料は開示実施日に開示実施場所で納入するか、開示実施日までに送付願います。(金額は、後日改めて連絡します。)
- * 4 開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は、「開示実施手数料減額・免除申請書」に必要事項を記載し、必要証明書を添付のうえ「開示の実施方法の申出書」とともに提出願います。

法人文書不開示決定通知書

様

国立大学法人長岡技術科学大学 印

年 月 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、開示しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

法人文書の名称	
開示しない理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人長岡技術科学大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人長岡技術科学大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 不明な点がある場合には、情報開示室（TEL ）にご連絡ください。

年 月 日

開示の実施方法の申出書

国立大学法人長岡技術科学大学 殿

ふりがな

氏 名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 〒

電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で通知のありました法人文書の開示・部分開示の決定について、下記のとおり開示の実施を受けたいので、申し出ます。

<p style="text-align: center;">開 示 の 実 施 方 法</p> <p>開示・部分開示決定通知書記載の「求めることができる開示の実施方法」より選択して記入すること。</p> <p>なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施方法を記入すること。</p>	<p>1) 開示の実施方法</p> <p>2) 部分ごとに異なる開示の実施方法</p>
--	--

(* 以下については、該当する項目の記号を で囲み、右に詳細を記入してください。)

ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。	(開示の実施を求める部分)
イ 大学において開示の実施を希望する。	(開示の実施を希望する日) 年 月 日 時 分
ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。	(写しの送付先 (上記住所又は居所と同じ時は記入不要)) 〒
エ 電子情報処理組織を使用する方法による開示の実施を求める。	(電磁的記録の送信先)
オ 開示実施手数料の納入方法	1) 開示実施日に開示実施場所で納入する 2) 開示実施前までに納付する

* 開示請求書のとおり開示の実施を求める場合 (開示実施手数料が無料の場合に限る。) は、本書を提出する必要はありません。

年 月 日

更なる開示の申出書

国立大学法人長岡技術科学大学 殿

ふりがな

氏 名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 〒

電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で通知のありました法人文書の開示・部分開示の決定について、年 月 日に開示の実施を受けましたが、下記のとおり更なる開示の実施を受けたいので、申し出ます。

<p style="text-align: center;">開 示 の 実 施 方 法</p> <p>開示・部分開示決定通知書記載の「求めることができる開示の実施方法」より選択して記入すること。</p> <p>なお、法人文書の部分ごとに異なる開示の実施方法を求める場合は、その旨及びその部分ごとの開示の実施方法を記入すること。</p>	<p>1) 開示の実施方法</p> <p>2) 部分ごとに異なる開示の実施方法</p>
--	--

(* 以下については、該当する項目の記号を で囲み、右に詳細を記入してください。)

<p>ア 法人文書の一部について開示の実施を求める。</p>	<p>(開示の実施を求める部分)</p>
<p>イ 大学において開示の実施を希望する。</p>	<p>(開示の実施を希望する日)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 時 分</p>
<p>ウ 写しの送付の方法による開示の実施を求める。</p>	<p>(写しの送付先 (上記住所又は居所と同じ時は記入不要))</p> <p>〒</p>
<p>エ 電子情報処理組織を使用する方法による開示の実施を求める。</p>	<p>(電磁的記録の送信先)</p>

* 正当な理由がある場合を除き、一度受けた方法と同一の方法による開示を求めることはできません。

年 月 日

開示実施手数料減額・免除申請書

国立大学法人長岡技術科学大学 殿

ふりがな

氏 名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 〒

電話番号 ()

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定により、次のとおり開示実施手数料の減額又は免除を申請します。

減額又は免除を求める額 (ただし、2,000円を限度とする)	円
減額又は免除を求める理由	

- * 1 生活保護法による扶助を受けていることを理由とする場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては、当該事実を証明する書面を添付してください。
- * 2 この申請書は、開示の実施方法の申出書と併せて提出してください。

第 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知

様

国立大学法人長岡技術科学大学 印

年 月 日付けで審査請求のありました件については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第19条第1項の規定により、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同法同条第2項の規定により通知します。

審査請求のあった法人 文書の名称又は内容	
諮問した年月日 ・ 諮問番号	年 月 日 ・ 諮問 号
諮問の内容	

* 不明な点がある場合には、情報開示室（TEL ）にご連絡ください。

第 号
年 月 日

審査請求に対する裁決通知書

様

国立大学法人長岡技術科学大学 印

年 月 日付けで審査請求のありました件については、次のとおり裁決しましたので、通知します。

審査請求のあった法 人文書の名称	
審査請求に対する裁 決	
審査請求に対する裁 決の理由	

この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人長岡技術科学大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 不明な点がある場合には、情報開示室（TEL ）にご連絡ください。